

記載例

婚姻届

令和7年1月1日届出
山形県山形市長 殿

受理	令和	年	月	日			
第	号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知	

(1) 氏名	夫になる人		妻になる人	
	やまがた	いちろう	はながさ	はなこ
生年月日	昭和59年5月5日		平成14年6月1日	
	山形市	市郎	花笠	花子
(2) 住所	山形市旅籠町		山形県上市市河崎	
	二丁目3番地25号		一丁目1番地10号	
(3) 本籍	山形県東村山郡山辺町		山形県天童市老野森	
	緑ヶ丘5番地		一丁目1番地の1	
父母の氏名 父母との続柄 （他の養父母はその他の欄に書いてください）	父	山形太郎	父	花笠大地
	母	市子	母	紅代
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input type="checkbox"/> 夫の氏	新本籍（左の○の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください）		
	<input checked="" type="checkbox"/> 妻の氏	山形県山形市旅籠町二丁目100番地		
(5) 同居を始めたとき	令和元年6月			
(6) 初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚		<input checked="" type="checkbox"/> 再婚	
(7) 同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事	夫	<input checked="" type="checkbox"/> 妻	夫	<input checked="" type="checkbox"/> 妻
	夫	<input checked="" type="checkbox"/> 妻	夫	<input checked="" type="checkbox"/> 妻
(8) 夫妻の職業	夫の職業		妻の職業	
その他				
届出人	夫 山形市郎		妻 花笠花子	
署名押印	山形市郎		花笠花子	
事件簿番号	住定年月日	夫	妻	

記入の注意

黒インクのペンを使用し「かい書」で記入して下さい。
届けることによって、効力が生じます。土日祝日等でも届けることができます。この場合守衛室等で取扱うので、前日までに戸籍担当係で事前審査を受けることをお勧めいたします。

◎証人は十八歳以上の方が二人必要です。

◎押印は、任意になります。

証人	山形太郎	花笠一子
署名押印	山形太郎	花笠一子
生年月日	昭和28年5月10日	昭和30年6月6日
住所	山形市旅籠町二丁目3番地25号	山形県上市市河崎一丁目1番地10号
本籍	山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地	山形県上市市河崎一丁目1番地

→ 「筆頭者の氏名」には、戸籍の最初に記載されている人の氏名を書いてください。

→ 父母が婚姻中の場合は、母の氏を書かないで、名だけを書いてください。

→ 養父母については、「その他」欄に同じように書いてください。

→ 夫の氏又は妻の氏を選び、□にレ点をつけてください。
(選んだ氏の方が新しい戸籍の筆頭者となります。)

→ ☆本籍は、土地の地番(○番地、○番地○)〈例1〉又は、住居表示による住所の街区符号(○番)〈例2〉に定めることができます。

→ 再婚のときは、直前の婚姻解消について書いてください。
内縁のものはふくまれません。
離婚後100日以内でも婚姻可能な場合がありますのでご相談下さい。

☆住所	山形市旅籠町二丁目3番25号
土地の地番	山形市旅籠町二丁目100番地
〈例1〉本籍	山形市旅籠町二丁目100番地
〈例2〉本籍	山形市旅籠町二丁目3番

婚姻によって、住所や世帯主が変わる場合などは、別途、住民異動届(転入・転居・転出・世帯主変更届等)が必要となります。
住民異動届は、執務時間以外での受付ができませんので、後日窓口での届出をお願いします。

・署名は必ず本人が自書してください。

・押印は、任意になります。

連絡先
電話 (000) ΔΔΔΔ 番
自宅、勤務先、呼出 方

・届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。